

富士見丘小学校教育環境懇談会まとめ

平成26年3月

杉並区教育委員会

目 次

I. 懇談会の設置目的および開催状況	1
1. 設置目的	
2. 開催状況	
II. 懇談事項の背景	2
1. 富士見丘小学校の特性	
2. 富士見丘小学校と環境問題（歴史的な経緯）	
3. 富士見丘小学校に関わる周辺環境の変化	
(1) 放射5号線の整備	
(2) 高井戸公園の整備	
(3) 校舎改築の検討時期	
III. 富士見丘小学校の改築の比較検討	6
1. 現在の校地を活用する案（A-1案・A-2案）	
2. 企業用地を活用する案（B-1案・B-2案）	
IV. 富士見丘小学校改築の方向性	10
1. 改築の大きな方向性	
2. 方向性の実現に向けた重要な課題	
V. 取り組み上の留意点	11
(1) 将来を見据えた幅広い関係者を交えた検討	
(2) よりよい小中一貫校の姿の検討	
(3) 移転した場合の影響等に関する検討	

懇談会委員名簿

懇談会開催状況

I. 懇談会の設置目的および開催状況

1. 設置目的

昭和41年、富士見丘小学校の敷地に隣接して中央自動車道と東京都市計画道路放射第5号線（以下「放射5号線」という。）が計画された。以来、富士見丘小学校では、同校PTAが中心となって、富士見丘小学校に通う子どもたちの成育環境を守るため、長く道路問題と向き合い続けてきた背景がある。昭和51年にはいわゆる五者協議会で確認書が締結されるなどを経て、今日に至っている。

その富士見丘小学校の周辺において昨年来、近い将来に富士見丘小学校の教育環境に大きく関わるであろう状況の変化が見えてきている。具体的には、富士見丘小学校の改築の検討時期が近づいてきている中で、今後東京都により、放射5号線の本格供用に向けた整備事業、都市計画高井戸公園（以下「高井戸公園」という。）の整備事業が進められていくことである。

教育委員会は、以上を踏まえ、富士見丘小学校周辺の将来的な都市計画施設整備等による教育環境の変化とその対応について、学校関係者及び学識経験者と懇談し、広く意見を交換することを目的として、この会を設置・開催した。

2. 開催状況

懇談会は、平成25年8月から平成26年2月まで計5回開催した。

Ⅱ．懇談事項の背景

各委員が意見を交換するうえで、事務局から概要説明を行ったうえで懇談を行い、以下の状況について、共通理解を深めた。

1．富士見丘小学校の特性

(立地特性)

- 富士見丘小学校は、杉並区の西南に位置しており、指定通学区域は、久我山一・二丁目、高井戸西一丁目、上高井戸一・二丁目である。世田谷区・三鷹市との区境に位置し、開校は昭和29年4月である。現在の校舎竣工は昭和42年3月である。
- 富士見丘小学校は、通学区域のほぼ中央に位置しているが、通学区域が変則的な形状をしていることもあり、通学距離がやや長くなっている。また、通学区域内に環状8号線、甲州街道、放射5号線などの幹線道路が縦および横方向に通っており、登下校時の交通安全には十分な配慮が必要となっている。

(児童数等)

- 平成25年5月時点において、富士見丘小学校の指定通学区域内の居住する児童数（学齢期人口）は483人である。このうち、富士見丘小学校に通学している児童は274人であり、4割以上の児童が他校に通学している。なお、他校の通学区域から富士見丘小学校に通学している児童は17人である。
- 通学距離が長い、幹線道路の横断を要するなど、通学に困難を伴うエリアがあり、通学区域の一部については、世田谷区が指定校変更を認めているために世田谷区の小学校を含む他校への通学を選択する児童もいるものと思われる。

(周辺地域の課題)

- 上高井戸地域には、区内の他地域と比較すると、区立施設が少なく、富士見丘小学校と上高井戸区民集会所が立地しているのみである。
- 富士見丘通りは、自動車交通量が比較的多い道路であるが、歩道の幅員が十分に確保されておらず、歩行者の安全面でやや課題がある。また、京王井の頭線の富士見ヶ丘駅直近の踏切があり、朝夕のラッシュ時には相当の長さにわたる渋滞も発生している。

*資料1：富士見丘小学校周辺環境図（第2回資料1）

*資料2：富士見丘小学校指定通学区域の児童の在籍校（第2回資料5）

2. 富士見丘小学校と環境問題（歴史的な経緯）

（中央自動車道・放射5号線の計画に伴う環境問題の発生）

- 昭和41年、富士見丘小学校に接する位置に中央自動車道と放射5号線が計画決定され、富士見丘小学校は主要幹線道路に面することとなった。当時は、幹線道路沿道の環境問題が社会的に大きな関心事となっており、計画された幹線道路が開通すれば、富士見丘小学校の環境は著しく悪化することが十分に予想された。
- 平成5年2月に富士見丘小学校PTAが発行した「道路問題について」によれば、昭和47年に児童の保護者の一部有志により設立された「富士見丘子どもを守る会」の署名活動に端を発する活動は、その後PTA全体に拡がりを見せた。PTAは地域の環境と子どもたちの健康を守るため、区議会、都議会、国会への請願や関係省庁等への働きかけなど、さまざまな運動を展開した。高井戸地区公害対策協議会等の地元団体の活動もあり、富士見丘小学校交差点付近に計画されていた中央自動車道下り線高井戸オンランプの設置はひとまず凍結された。また、富士見丘小学校PTAには、他のPTAには例の見られない公害特別委員会が設けられた（平成19年3月まで活動）。

（五者協議会の設置と確認書の締結）

- 活動の成果として、昭和50年、日本道路公団（現中日本高速道路）・東京都・杉並区・富士見丘小学校・富士見丘小学校PTAの5者からなる「五者協議会」が設けられ、富士見丘小学校の環境悪化を防ぐための協議が行われた。
- 昭和51年、中央自動車道の開通に先立ち、五者協議会において『確認書』が締結された。これは、高井戸ランプの設置は継続協議とすること、放射5号線は上下線とも1車線プラス停車帯での暫定供用とし、これを変更する場合はPTA等と協議解決することを前提とした上で、小学校の設備改善や公害実態の常時観測、児童の健康診断の強化などを実施することを5者で確認したもので、必要な場合には、学校移転等を実施することも明記されている。
- その後、確認書に基づき、校舎設備の改善、公害実態の常時観測の強化、学童の定期健康診断の強化、交通規制の実施、交通安全施設の設置などの取り組みが行われている。

（放射5号線本格供用に向けた動き）

- 平成15年以降、放射5号線の都市計画変更や環境影響評価が実施されるなど、放射5号線の本格供用に向けた動きが起き始めている。

*資料3：五者協議会確認書（第1回-資料6）

3. 富士見丘小学校に関わる周辺環境の変化

(1) 放射5号線の整備

- 放射5号線の本格供用に向けた整備事業が始まろうとしている（完成は平成29年度の予定）。昨年（平成25年）から、東京都による地元への事業内容や環境への影響等の説明会が開催されており、今後も必要に応じて開催される方向にある。
- 東京都の資料および説明によれば、放射5号線の本格供用に伴い自動車交通量は倍増する見込みだが、環境影響予測では二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）は環境基準値の範囲に収まり、大きな影響はないとの予測であり、また騒音や振動も環境基準値をクリアするとの予測である。
- しかし、現実に自動車交通量が増加する以上、富士見丘小学校周辺や通学区域内において、交通事故の危険性の増加、生活道路への通過交通の流入、排気ガスや騒音・振動などの環境問題への懸念は残る。
- さらに、計画されている中央自動車道の高井戸オンランプが整備される場合についても考慮する必要がある。高井戸オンランプは重要な課題であり、整備主体はNEXCO中日本（中日本高速道路株式会社）である。同社からはまだ具体的な提示はないが、整備予定箇所は、富士見丘小学校の直近であるため、オンランプ開通に伴う自動車交通量増加の影響を受ける可能性がある。

(2) 高井戸公園の整備

- 東京都は高井戸公園を平成32年度までに優先的に事業を進める予定の重点公園・緑地に設定している。具体的な整備スケジュールはまだ明らかでないが、用地買収に関する説明会等が始められている。また、平成26年2月の時点で東京都は、高井戸公園用地として複数の企業グラウンド等を購入済みであり、公園整備に向けて着実に歩みが進められている。
- 高井戸公園は、現在ある3つの企業グラウンド等とその周辺市街地を含む広大な運動公園である。平成25年2月の東京都公園審議会答申によれば、その面積は、最大の区立公園である柏の宮公園の3倍以上にあたる13.7haにおよぶ。公園施設としては、多目的に利用でき、開放的な空間を提供するとともに、災害時には復旧・救援活動に利用できる大芝生広場ゾーン、野球場、サッカー場、テニスコート等の運動施設を中心にしたスポーツゾーン等の整備が予定されている。まさに地域にとって大きな資産となる待望の公園と言える。
- 高井戸公園の整備と関連する事柄として、区の依頼により学識経験者を中心とする研究会でとりまとめられた『都市計画高井戸公園・周辺まちづくりグランドデザイン』（平成21年3月）（以下、「グランドデザイン」という。）がある。これは、区の方針として定めたものではないが、高井戸公園周辺のまちづくりを検討する際の参考とするためのものである。この『グランドデザイン』の中で、富士見丘小学校を富士見丘中学校に隣接する企業用地に移転し、中学校と一体的に活用していくという提案も示されている。
- 公園区域に含まれる企業グラウンドは、公園用地として東京都に売却されることになる。隣接する企業用地は公園区域には含まれていないが、グラウンドの売却を機に売却される可能性がある。仮に、上述の『グランドデザイン』の提案にあるように、杉並区がそ

の土地をまちづくり用地として取得することを考慮する場合、取得の可能性がある時期は公園用地の売却が進められるこしばらくの間となろう。

(3) 校舎改築の検討時期

- 杉並区では、建築後50年から65年を学校改築の目安と考えている。富士見丘小学校は、平成29年度に校舎の一部（昭和42年竣工）が建築後50年を経過し、改築の検討を行うべき時期を迎える。
- また、富士見丘小学校では、幹線道路・高速道路に面していることから、昭和52年から冷暖房設備が導入されているが、全館冷房・暖房のシステムとなっているため、個別の教室ごとのきめ細かな空調ができない。さらに、平成8年度に改修した空調設備の状態も悪くなっており、温度調節が難しい場合も少なくなく、学習の環境として問題がある状態となっている。
- 一方、学校希望制度の廃止など、学校を取り巻く環境も変化する。従来、他校へ通っていた児童が富士見丘小学校に通うようになることも考えられ、また、平成25年度に策定が予定されている「杉並区立施設再編整備計画」では、学童クラブを学校内に併設していく方針も示されていることから、校舎の改築時には、学校規模を十分に考慮するとともに、学校施設の更なる効率的な活用が求められる。
- また、施設老朽化とは異なる問題であるが、富士見丘小学校は、正門が面した富士見丘通りにかかなりの交通量があり、歩道等のゆとりも不十分なため、正門を十分に活用できておらず、北西門と東門を使わざるを得ない状況である。

*資料4：東京都市計画道路放射第5号線（高井戸西区間）改良事業（平成25年11月都資料）

*資料5：高井戸公園の整備計画答申（第1回-参考資料3）

*資料6：都市計画高井戸公園・周辺まちづくりグランドデザイン（第2回-参考資料）

Ⅲ. 富士見丘小学校の改築の比較検討

以上の問題認識等を踏まえながら、富士見丘小学校周辺の将来的な都市計画施設整備等による教育環境の変化への対応を考慮しつつ、改築を行う場合にはどのような方向性によるべきか各委員に意見を交換してもらうため、現在の校地を活用した改築案（A-1案・A-2案）と、高井戸公園に隣接する企業用地を活用した移転改築案（B-1案・B-2案）を想定し、それぞれの概要を事務局から説明後、懇談を行い、以下を確認した（比較検討案は8ページ）。

1. 現在の校地を活用する案（A-1案・A-2案）

○A案は、現在の学校用地を活用して学校施設を改築する考え方である。

○A-1案は、現在の学校用地の範囲内で改築するものである。

○A-2案は、現在の学校用地に隣接する浅間橋公園も含めた範囲で改築するものである。ただし、浅間橋公園の代替地の確保が必要である。なお、昭和57年に、富士見丘小学校PTAより、浅間橋公園を学校用地に取り込み、特別教室や体育館を整備することを求める陳情が区に対してなされた経緯がある。

（比較検討）

○現在の富士見丘小学校は、周辺に街区公園、私立幼稚園、私立保育園等がまとまっており、良好な住区画を形成している。現在の校地を活用する案（A-1案・A-2案）は、その地区の雰囲気を持続・継承することができる。

○通学区域のほぼ中央に位置するが、通学時に環状8号線、甲州街道等を横断する必要があるエリアがあることは現状と変わらない。

○一方、放射5号線の本格供用の開始や、計画されている中央自動車道オンランプの設置等により、自動車交通量が増加するので、環境や登下校時等の交通安全の面では懸念がある。

○さらに、放射5号線・中央自動車道に面するという校地の立地条件は変わらないため、引き続き、窓を閉め切って空調設備により室内環境を制御せざるを得ない場合が想定される。特に、中央自動車道オンランプが整備された後の影響を考慮する必要がある。

○校地の南側に位置する浅間橋公園を校地に取り込む案（A-2案）では、放射5号線からやや離れた位置に校舎や校庭を配置することが可能となるため、環境面での影響を多少とも改善できる可能性がある。

○しかし公園を校地に取り込むには、公園の代替地を確保する必要があり、近隣にはその候補地が見当たらないことから、現在の校地内に代替公園を配置せざるを得ない可能性が高い。その場合、校地の形状が不整形になるので、校舎や校庭の設計にしづらい面が生じることもあり得よう。また、公園の移転には近隣住民の理解が必要であることも課題である。

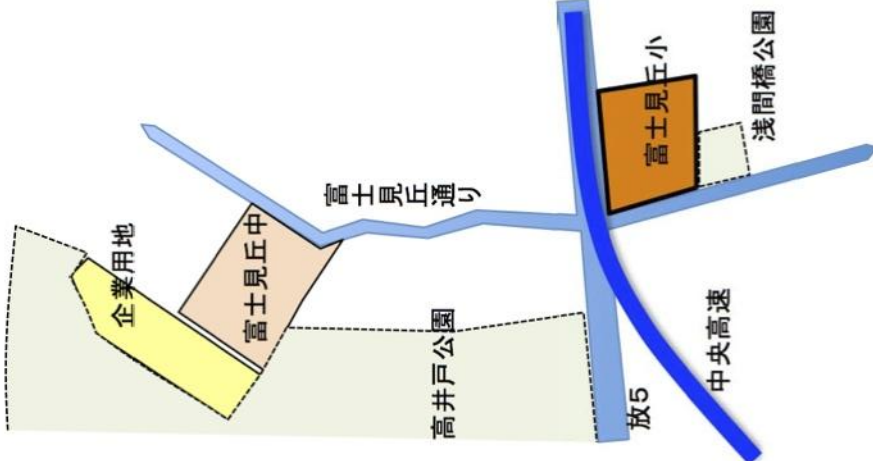

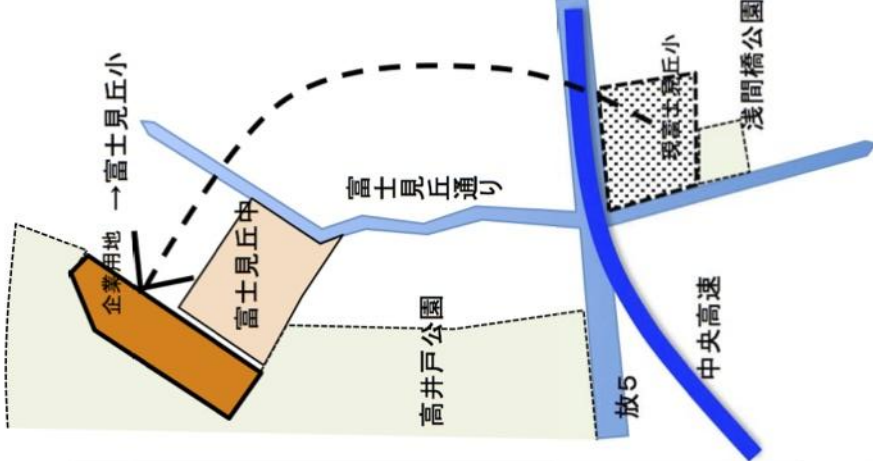
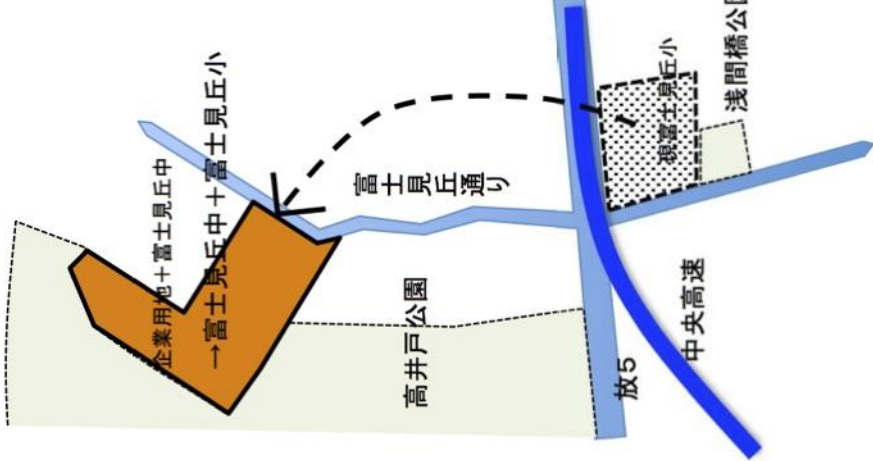
2. 企業用地を活用する案 (B-1案・B-2案)

- B案は、『グランドデザイン』で提案されているように、高井戸公園に隣接する約7,000㎡の企業用地を活用(取得)し、移転改築する考え方である。
- B-1案は、富士見丘中学校に隣接する企業用地を敷地として、小学校の移転改築を行うものである。
- B-2案は、企業用地と富士見丘中学校の用地を一体化し、その中で小学校と中学校を再整備するものである。

(比較検討)

- 企業用地を活用し移転する案(B-1案・B-2案)は、高井戸公園に隣接し、放射5号線・中央自動車道からも離れるため、良好な環境が確保できる。
- 広大な高井戸公園に隣接することで、運動や自然観察をはじめ、伸びやかで多様な学習活動を展開することが期待でき、児童の育成に関しては良好な環境となる。例えば区内他校の事例として、環状7号線と青梅街道に隣接し、深刻な環境問題にさらされていた杉並第十小学校の場合、公園と一体となった環境である現在の校地に移転した結果、児童の外遊びや運動能力などの面で著しい効果が見られた。
- また、広域避難場所である高井戸公園に隣接して、震災救援所としての役割を担う小中学校が立地することは、地域に対する防災面でも大きな効果を持つものと考えられる。
- 小学校と中学校を一体的に整備する案(B-2案)は、現中学校敷地の一部をセットバックすることにより、富士見丘通りの歩行者空間の拡張整備が可能である。富士見丘通りの交通安全対策は、地域が長年取り組んできたまちづくり課題であり、それに配慮した学校整備とすることは必要である。なお、企業用地と中学校との間の区道の取扱いについても検討が必要である。
- 施設一体型小中一貫教育校とした場合は、特別教室や図書室、ラーニングセンター等を小中で共有することにより、効率的に質の高い学習環境を整備することが期待できる。また、6歳から15歳までが共存する形になるため、安全面での配慮を要するが、他都市の先事例等では、中学生が自然と小学生に配慮した行動を取れるようになったり、下級生が上級生の遊びを見て学ぶ機会が得られることから、外遊びや運動能力等の発達が促進されるといった効果も指摘されている。
- 一方、企業用地を活用する案は、校地面積が現在よりも狭くなる点が懸念材料である。改築後の校舎に求められる面積も現状より広がるであろうことを考慮すると、校庭の面積確保にかなりの制約となるおそれがある。杉並第十小学校と蚕糸の森公園のような形を事例の一つとして、隣接する高井戸公園を利用できることが重要となる。その点について、東京都と十分に調整することが必要となる。
- 通学区域における位置として、やや北側に偏った立地となるため、特に上高井戸地区からは長距離通学(約1.7km)となる地域が生じる。スクールバスの導入等も視野に入れながら、対応を検討する必要がある。また、通学途上に複数の幹線道路を横断する地域に対する安全対策も必要となる。

富士見丘小学校建替パターンの比較検討案

A 現在の富士見丘小学校校地を活用		B グランドデザイン提言にある企業用地及び富士見丘中校地の活用(移転)	
<p>A-1 現在の校地のみ</p> 		<p>A-2 浅間橋公園も含め活用</p>  <p>※浅間橋公園の移転位置は未定</p>	
<p>B-1 企業用地のみを活用</p> 		<p>B-2 富士見丘中用地も併せ活用</p> 	
<p>○大気汚染・騒音など幹線道路(放5・中央高速)の影響を考慮する必要がある ○校地は整形で面積はほぼ区平均である ○通学区域のほぼ中央に位置</p>	<p>○大気汚染・騒音など幹線道路(放5・中央高速)の影響を考慮する必要がある ○校地面積は変わらず不整形になる ○通学区域のほぼ中央に位置 ○公園の立地条件が相対的に悪化</p>	<p>○幹線道路の影響は受けにくく、高井戸公園の良好な環境を享受できる ○校地は狭くなり、細長い形状となる ○通学区域の北側にやや偏る位置 ○企業用地の公共的な活用が図れる</p>	<p>○幹線道路の影響は受けにくく、高井戸公園の良好な環境を享受できる ○校地は小中合わせることにより、校舎・グラウンド配置の選択肢が広がる ○通学区域の北側にやや偏る位置 ○企業用地の公共的な活用が図れる ○富士見丘通りの部分的拡幅が可能</p>

IV. 富士見丘小学校改築の方向性

1. 改築の大きな方向性

大きくA案とB案の2つの考え方を比較したうえで意見交換をした。その結果、各委員からは、以下の意見が出された。

- A案は、交通量の増加に伴う安全面や環境面での懸念が残される一方、校地が通学区域のほぼ中央に立地し、面積的にはB案を上回る。一方のB案は、子どもの成育環境や周辺まちづくりへの貢献等の観点から大きな魅力と可能性がある。しかし、公園の利用の担保や通学距離の問題など、解決すべき課題もある
- 将来の子どもたちの成育環境をできるだけ豊かにすることを重視したいと考える。
- 今、児童にとって、のびのびと過ごせる場所があること、外で遊ぶということが、非常に大事になっている。子どもの心と体がバランスよく育っていくという成育環境として、公園の近くに学校があるということは理想的であろう。幹線道路の隣接で懸念される校庭の大気環境は、冷暖房の完備によるカバーが可能な教室とは異なり、設備的な対応で改善を図ることができないものである。
- また、小中一体型一貫教育校では、6歳から15歳までが共存する形になるが、その中で、中学生が自然と小学生に配慮できるようになったり、下級生が上級生の遊びを見て学ぶ機会が得られたりするなど、年齢に幅があることのポジティブな効果も期待できるところである。

以上より、各委員は『ランドデザイン』で提案されている高井戸公園に隣接する企業用地を活用し、富士見丘中学校と一体的に再整備するB-2案の考え方には、大きな魅力と可能性があり、さまざまな課題や未検討の事項を大いに含んでいることは了解した上で、富士見丘小学校の改築の方向性として、B-2案の考え方を目指すべきであるとの方向で一致した。

2. 方向性の実現に向けた協議調整事項

各委員からは、B-2案の方向を実現することを考えた時に、対処すべき協議調整事項が3点あるとの指摘があった。

- 1つめは、移転を予定する企業用地所有者との協議である。企業用地を杉並区が取得（利用）できるということがB案の大前提となる。適切な時期を逃さず、土地の取得（利用）に関する条件を整える必要がある。
- 2つめは、高井戸公園管理者である東京都との協議である。子どもたちの豊かな成育環境を確保する上で、隣接する高井戸公園の利用が望ましい。蚕糸の森公園と杉並第十小学校はいずれも区立施設であり、横の連携は取りやすかった。高井戸公園は都立公園であるため、都区双方のメリットをうまく調整しながら、条件を整えていく必要がある。
- 3つめは、富士見丘中学校との協議である。B-2案の場合、富士見丘小学校の移転改築は、同時に富士見丘中学校の改築ということにもなる。この懇談会の過程では、中学校側の考えを聞くような機会は持っていない。B-2案の方向性を模索する上で、中学校側との意

思の疎通は不可欠である。また、小中一貫教育への理解を地域で深めていくことも必要である。

V. 取り組み上の留意点

教育委員会はB-2案の実現に向け、次年度以降取り組んでいくこととするが、その際に各委員から出された以下の意見に留意するものとする。

(1) 将来を見据えた幅広い関係者を交えた検討

- 本懇談会では、富士見丘小学校の改築の方向性として、B-2案の考え方を取るべきとの意見で一致した。これは、移転を絶対条件とするという意味ではなく、課題を含んでいることを前提に、より幅広い関係者の参画を得ながら、移転案の実現性を正面から検討すべきという趣旨である。次年度以降、前述した課題への対応を図りながら、B-2案の方向性を目指したより広範な検討が進められることを期待する。
- 富士見丘小学校の改築が、今すぐではなく近い将来の話であることを考えると、現在の在籍児童や保護者の意向だけでなく、将来の児童の保護者たちの意見も汲み取るべきである。さらには昭和40年代から幹線道路による環境問題を抱えてきた歴史的経緯も踏まえ、広く杉並区民の理解を得ていくことも必要である。
- さらに、B-2案の実現に向けては、公園管理者である東京都との協議、企業用地所有者との協議、中学校との協議、企業用地と中学校間の区道の処理に係る道路管理者との協議など、多方面にわたる協議・調整・検討が不可欠である。B-2案の実現を軸として、幅広い関係者との協議・検討を期待する。また、移転した場合の現在の学校用地（跡地）の扱いについても十分に検討される必要がある。

(2) よりよい小中一貫校の姿の検討

- B-2案では施設一体型小中一貫教育校の設置が選択肢の一つとなっている。今後は、富士見丘中学校の関係者等を交えた意見交換の機会を設け、施設一体型小中一貫教育校に関する理解を深めながら、よりよい小中学校のあり方にさらなる検討・議論が必要である。その際、杉並区内においては、平成27年度には新泉・和泉地区で、平成31年度には高円寺地区で施設一体型小中一貫教育校の設置が予定されていることから、それらの先行事例の経験から得られる知見等も十分に活かしながら、検討を進めることを期待する。なお、富士見丘中学校の校舎のうち、普通教室棟の建築年度は昭和48年であるが、特別教室棟2棟の建築年度は昭和55年及び昭和63年であり、まだ築30年前後であるため、これを解体して一体で整備することについての課題もある。
- 小学校部分を先行して移転し、その後中学校部分を改築する案も考えられ、今後の検討課題の一つである。

(3) 移転した場合の影響等に関する検討

- 現在でも富士見丘小学校への通学には、杉並区でも最も混雑する交差点の1つである上高井戸一丁目の交差点を横断しなければならない子どもたちもいるなど、通学路に問題を抱えている。特に、B-2案の場合、一部地域からの通学の長距離化や幹線道路横断の負担増大などが生じるため、スクールバスの導入も視野に入れながら、通学路の安全確保の検討がなされるべきである。
- 放射5号線の整備に伴い自動車交通量の増加が見込まれていることや、計画されている中央自動車道高井戸オンランプについても考慮すると、登下校時の交通安全には十分な配慮が必要となることに留意すべきである。
- また、大気や振動・騒音等の面で、高井戸公園側の環境が、現在の校地と比較してどの程度優れているのかを把握することは、保護者や地域住民等にB-2案の優位性を理解してもらう上でも必要であろう。平成20年7月から平成21年4月まで計測された富士見丘中学校の大気環境測定の結果を富士見丘小学校の同時期の環境測定と比較すると、幹線道路からの距離が離れることによる大気汚染の軽減効果があることが推測される。今後、放射5号線の本格供用の開始等に伴い、状況は大きく変わることが予想されるので、周辺環境の状況をしっかりと確認していく必要がある。

*資料7：富士見丘小学校及び富士見丘中学校大気環境測定状況等について（第5回-資料1）

懇談会委員名簿

	委員名	役職等・備考
学識経験者	高見澤 邦郎	首都大学東京名誉教授
学識経験者	村上 美奈子	杉並区都市計画審議会委員
児童保護者	柳瀬 香織	平成24年度PTA会長
児童保護者	白井 順美	平成25年度PTA会長
学校関係者	鈴木 仁也	学校運営協議会会長
学校関係者	平田 敬子	学校運営協議会会長職務代理
町会・自治会関係者	嶋田 和己	上高井戸町会会長
	内藤 松幸	上高井戸町会副会長
町会・自治会関係者	安江 水城	富士見丘町会会長
教職員	池上 育志	富士見丘小学校校長
区職員	玉山 雅夫	教育委員会事務局学校教育担当部長

※第4回・第5回は、上高井戸町会会長嶋田和己氏の代理として、同町会副会長内藤松幸氏が出席した。

事務局

所属		氏名
1	環境課長	齋木 雅之
2	環境課公害対策係長	石渡 基晴
3	都市整備部調整担当課長	緒方 康男
4	都市施設担当係長	近藤 生郎
5	学校整備課長	喜多川 和美
6	学校整備課教育施設計画係長	伊藤 学
7	学校整備課教育施設計画係	土屋 利弘
8	学校支援課長	青木 則昭
9	学校支援課新しい学校づくり係長	落合 健太郎
10	学校支援課新しい学校づくり主査	松島 雄二
11	学校支援課新しい学校づくり係	小澤 恵子

懇談会開催状況

回数	時期	検討内容
第1回	平成25年8月27日	富士見丘小学校をとりまく今後の環境変化について
第2回	平成25年11月12日	富士見丘小学校の教育環境について
第3回	平成25年12月13日	富士見丘小学校の教育環境について
第4回	平成26年1月21日	富士見丘小学校教育環境懇談会中間のまとめについて
第5回	平成26年2月28日	富士見丘小学校教育環境懇談会のまとめについて













富士見丘小学校教育環境懇談会 まとめ

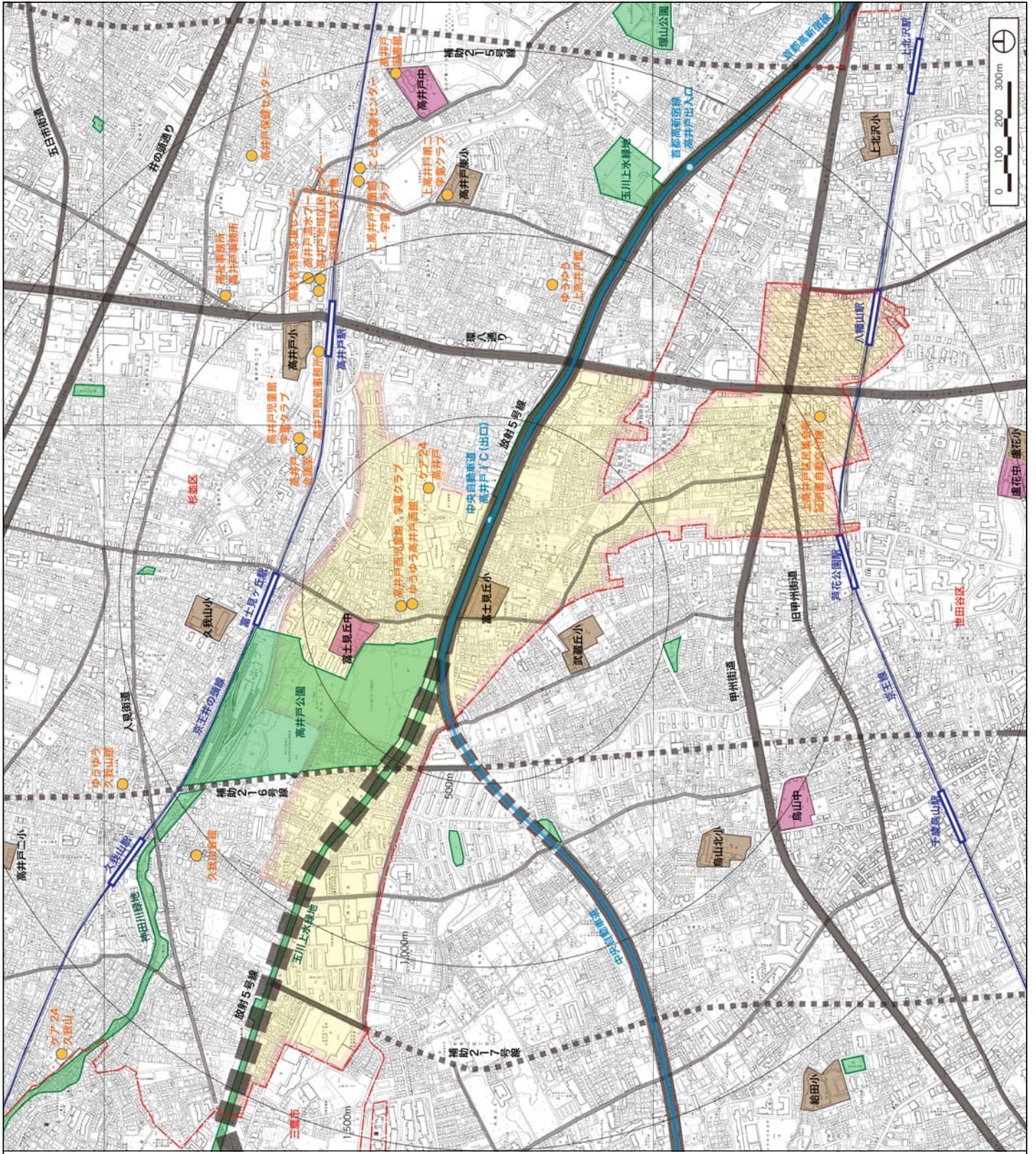
別添参考資料

資料1：富士見丘小学校周辺環境図（第2回-資料1）	1
資料2：富士見丘小学校指定通学区域の児童の在籍校（第2回資料5）	2
資料3：五者協議会確認書（第1回-資料6-2）	3
資料4：東京都市計画道路放射第5号線（高井戸西区間）改良事業（平成25年11月都資料）	4
資料5：高井戸公園の整備計画答申（第1回-参考資料3）	7
資料6：都市計画高井戸公園・周辺まちづくりランドデザイン（第2回-参考資料）	13
資料7：富士見丘小学校及び富士見丘中学校大気環境測定状況等について	23

資料 1

富士見丘小学校周辺環境図

-  小学校
-  中学校
-  主な公共施設
-  都市計画公園・緑地
-  都市計画道路 (併用中)
(完成・暫定供用等含む)
-  都市計画道路 (未供用)
-  主要生活道路
(都市計画マスタープランより)
-  高速道路
-  鉄道・駅
-  富士見丘小学校区
-  世田谷区で指定校変更を受け入れている範囲
-  行政界



資料 2

富士見丘小学校指定通学区域児童の在籍校

平成 25 年 5 月

		在籍数	比率	区平均
富士見丘小学校		274	56.7%	69.3%
他の区立小学校	高井戸小	26	5.4%	/
	高井戸第二小	55	11.4%	
	高井戸東小	5	1.0%	
	久我山小	27	5.6%	
	小計	113	23.4%	
他自治体の小学校		48	9.9%	※
国立・私立		38	7.9%	8.9%
その他		10	2.1%	2.8%
計		483		

※ 他自治体の小学校の区平均値はデータなし、その他に含まれる。

平成 25 年 5 月現在の富士見丘小学校在籍児童数は 291 名。他校指定通学区域児童 17 名を含む（高井戸小、高井戸第四小、高井戸東小、久我山小、他自治体の小学校）。

確認書

(五者協議会確認書)

日本道路公団、東京都、杉並区、杉並区立富士見丘小学校および富士見丘小学校PTAの五者は、中央自動車道、放射五号線の供用に伴って生じる環境問題を出来限り防止し、同小学校の教育環境を保全するため協議を続けた。

しかし必ずしも十分に意を尽くし得ぬままPTAは教育の場にもたえず混乱を醸成して、取次力の対決を回避することを次意した結果五者は、

(一) 日本道路公団は高井戸エゾの工事及び供用またはそれに伴う問題と

五者協議会において協議解決すること。

(二) 東京都は放射五号線(環状八号線(清瀬橋通り)の供用に際しては上下

線とも一車線プラス停車帯とし、これを変更する場合は、富士見丘小学校

PTAとはいづれ関係地元住民と協議解決すること。

の二点と前提とし、已提案別紙を基礎として次の通り実施することと

確認した。

一 実施すべき事項

(一) 校舎設備の改善、緑化

(二) 公営実態の学時観測の強化

(三) 学童の定期健康診断の強化

(四) 交通規制の実施、交通安全施設の設置

(五) 定期又は必要な場合の協議会の招集

(六) 必要な場合学校移動等の実施

二 実施主体および経費負担(維持費も含む)

前項の実施主体およびこれに伴う経費負担については、已提案を基礎とし、これを尊重し法令等を考慮のうえ、日本道路公団、東京都、

杉並区が別途協議のうえ決定する。

三 協定書の作成

第一項について協定書を作成するものとし、文書の作成は五者協議会の経過を踏まえて五者の代表で構成する小委員会(仮称)において行なうものとする。

昭和五十二年四月二日

14 副道等

- 沿道側の空間には、副道、自転車空間、歩道、植樹帯等を整備します。
- 副道は、本線から沿道への出入りを確保するための道路です。
- 電線類地中化（無電柱化）を行い、防災性の向上と景観への配慮を行います。



副道(イメージ)



自転車歩行者道(イメージ)

15 環境保全対策

- 本線を沿道から離れた中央自動車道の高架下に集約します。
- 本線の両側には、先端改良型の遮音壁を整備します。
- 低騒音舗装により、騒音の低減をはかります。
- 工事にあたっては、排出ガスが少なく、騒音、振動の小さい建設機械を使用します。



通常の舗装



低騒音舗装(イメージ)

16 今後の進め方

事業にあたっては、引き続き、沿道の皆様のご意見を伺い、関係機関と協議をしながら進めていきます。



お問い合わせは

東京都 建設局 道路建設部 計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5320-5357
東京都 第三建設事務所 工事第一課
〒164-0001 東京都中野区中野4-8-1 TEL 03-3387-5347

平成25年度登録6号 平成25年11月

東京都市計画道路放射第5号線(高井戸西区间)改良事業

杉並区高井戸西一丁目～久我山二丁目

1 案内図



2 改良事業の概要

■ 事業目的と効果

東京都市計画道路放射第5号線は、事業中の東八道路と接続し、区部と多摩地域を東西方向に結び重要な幹線道路です。

このうち、本事業区間である高井戸西区间（杉並区高井戸西一丁目～久我山二丁目）は、現在、上下2車線で暫定供用しています。また、本事業区間西側の久我山区间は、放射第5号線のうち唯一の未整備区間で東西方向の交通のボトルネックとなっており、国道20号、区境通りなどの交通混雑を招いているため、早期完成に向けて整備を進めています。

本事業は、久我山区間の整備進捗に合わせて、現在2車線で暫定供用している本線を沿道から離れた中央自動車道の高架下に集約し、完成形の4車線に改良するものです。

本事業の実施により、次のような効果が期待されます。

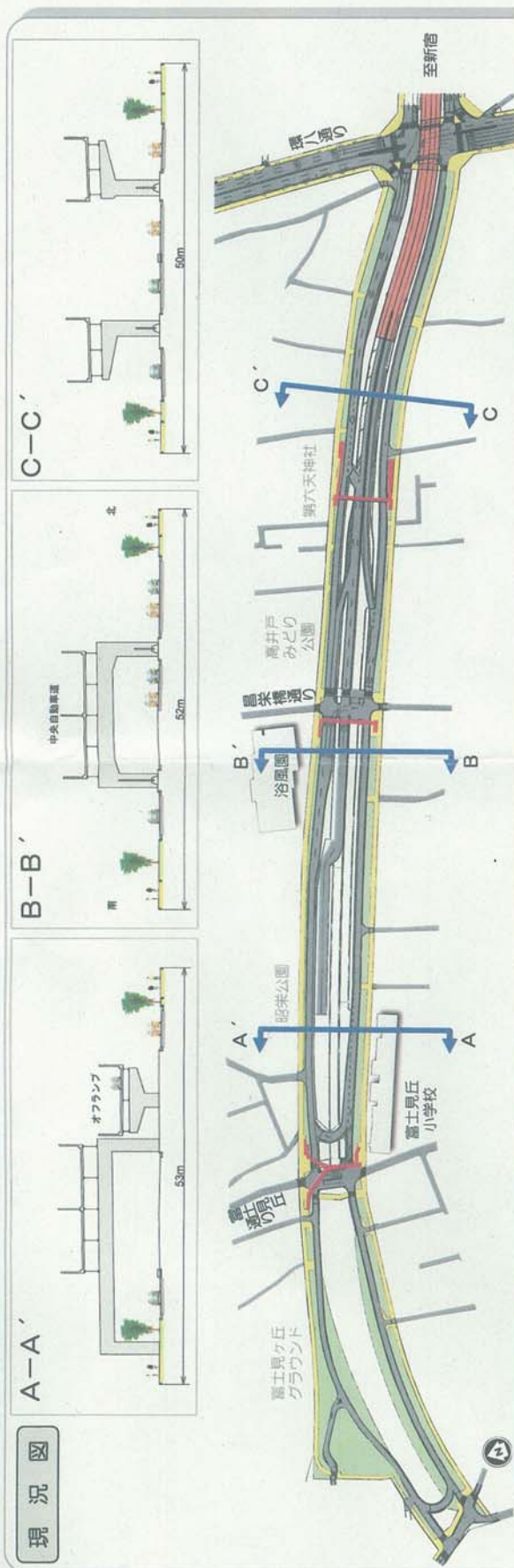
- 東西方向交通の分散が図られることによる交通の円滑化
- 消防車や救急車など緊急車両の円滑な通行と、災害時の避難路の確保
- 本線の高架下への集約による、沿道環境の改善と快適な歩道・自転車空間の確保

■ 事業区間

起点：杉並区高井戸西一丁目
終点：杉並区久我山二丁目
延長：約0.9km
車線数：往復4車線

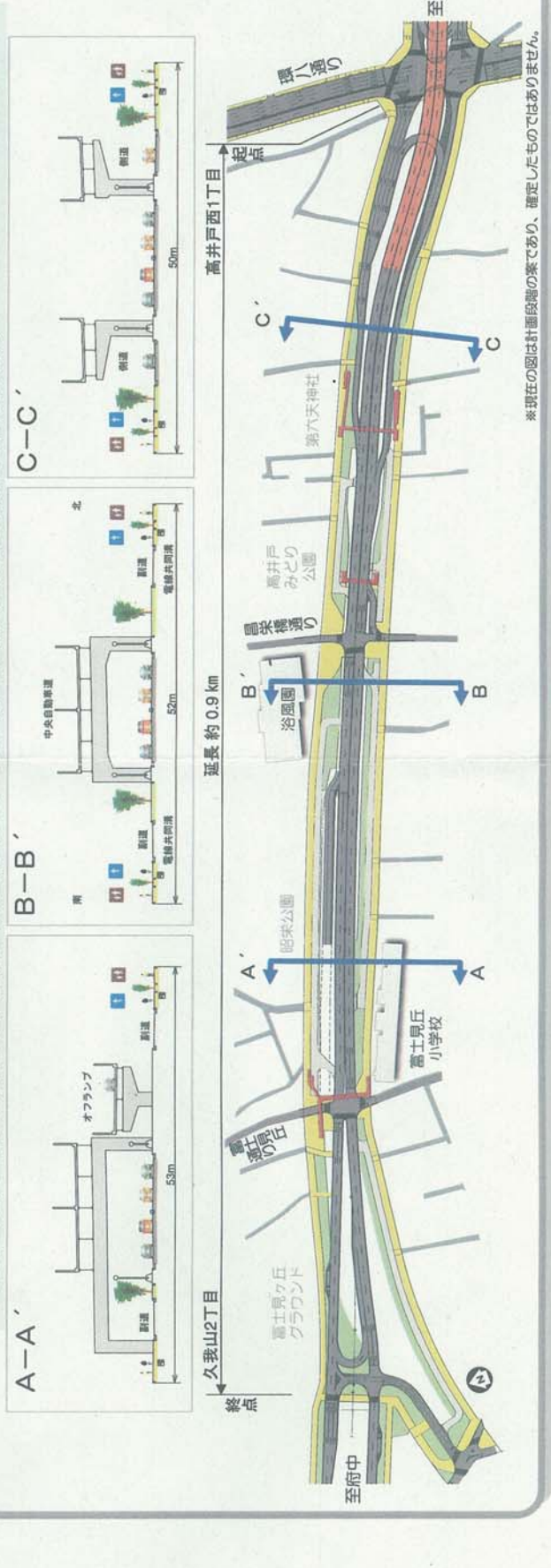
3 改良事業の概要図

現況図



計画図

現在、上下暫定2車線で供用している本線を、中央自動車道の高架下に集約して4車線化するとともに、沿道側の空間には、沿道アクセスのための副道のほか、自転車空間、歩道、植樹帯等を整備します。また、電線類は地下に埋め、無電柱化を行います。
 なお、副道、自転車空間、歩道、植樹帯の配置計画については、沿道の皆様のご意見を踏まえて検討します。



※現在の図は計画段階の案であり、確定したものではありません。

沿道の環境影響予測・評価 放射第5号線（高井戸西区間）改良事業

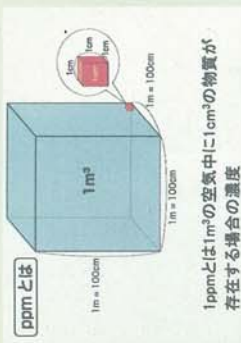
予測位置及び将来交通量



※予測の対象時点
 平成29年度: 4車線で供用される予定年度
 平成42年度: 周辺道路網が概ね完成すると想定される年度

大気汚染の予測・評価

二酸化窒素 (NO₂) の将来濃度は、最大で0.034ppmと予測され、環境基準を下回ります。
 浮遊粒子状物質 (SPM) の将来濃度は、最大で0.049mg/m³と予測され、環境基準を下回ります。



●二酸化窒素 (NO₂)

	平成29年度		平成42年度	
	南側	北側	南側	北側
断面A	0.033	0.032	0.030	0.030
断面B	0.033	0.032	0.030	0.030
断面C	0.034	0.033	0.031	0.030
環境基準	0.06			

単位: ppm

●浮遊粒子状物質 (SPM)

	平成29年度		平成42年度	
	南側	北側	南側	北側
断面A	0.049	0.049	0.044	0.044
断面B	0.049	0.049	0.044	0.044
断面C	0.049	0.049	0.044	0.044
環境基準	0.10			

単位: mg/m³

騒音の予測・評価

道路交通の騒音は、最大で昼間68dB、夜間65dBと予測され、いずれも環境基準を下回ります。

●騒音の予測

	平成29年度		平成42年度	
	南側	北側	南側	北側
断面A	58	57	55	54
断面B	58	57	55	54
断面C	68	65	65	65
環境基準	70	70	65	65

単位: dB

振動の予測・評価

道路交通の振動は、最大で昼間55dB、夜間55dBと予測され、いずれも規制基準を下回ります。

●振動の予測

	平成29年度		平成42年度	
	南側	北側	南側	北側
断面A	53	54	52	51
断面B	53	53	52	52
断面C	54	55	54	54
規制基準	60	55	60	55

単位: dB

※「環境確保条例」に基づく、日常生活等に適用する振動の規制基準

- 1 所在地 杉並区久我山二丁目地内
- 2 計画対象面積 13,7ha
- 3 都市計画決定 昭和32年12月21日 建設省告示第1688号(当初)
平成16年5月14日 東京都告示第869号(最終)
東京都市計画公園第6・5・9号高井戸公園 17,4ha
(種別：運動公園)
- 4 整備計画の概要
 - (1) 経緯
本公園は、昭和17年に防空緑地として、当時の都市計画法に位置づけられ、昭和32年の、東京都市計画における公園・緑地の再検討で種別運動公園として、都市計画決定された。
平成16年に、都市計画公園区域の南側を走る東京都市計画道路幹線街路放射第5号線(放射5号線)の都市計画と整合を図るため、区域の一部が変更され、現在に至っており、開園区域はない。

(2) 整備計画策定の方針

本公園は、低層住宅と集合住宅の多い住宅地が周辺に広がり、まとまった空間は計画地が最大であることから、「空の景を感じ、スポーツを楽しむみどりの拠点づくり」を基本理念とし、広々とした台地の空間を活かして、健康増進やスポーツを主体としたレクリエーション空間を創出するとともに、すでに指定されている避難場所としての防災機能の向上、神田川や玉川上水の水辺の緑、放射5号線の緑といった带状の緑と公園の緑を連続させ、水と緑のネットワークの形成を図り、都民の利用に供し、地域のまちづくりにも寄与させる。

①多様なみどりの環境づくり

- ・神田川沿いのコナラを主体とした斜面林を育成し、林床の環境を整え、自然性の高いまとまりのある緑の空間を創出する。
- ・玉川上水に生育する樹種による雑木を主体とした樹林を育成し、玉川上水と連続する緑を創出する。
- ・針葉樹や花木等も交えた彩りのある樹林を創出する。

②安全・安心な空間づくり

- ・避難場所として恒久的なオープンスペースの確保や救出・救助の活動拠点を目指し、防災機能の拡充を図る。
- ・雨水・貯留浸透施設を整備し、集中豪雨の都市型水害に備える。

③多目的なニーズに対応するスポーツ施設の配置

- ・運動公園として、スポーツ施設を配置するとともに、多目的に利用できる大規模な広場を確保する。

④台地の景を活かした魅力ある景観づくり

- ・台地の景観特性を活かしたスカイラインや、周辺からも緑のポリュームを感じることのできる緑景観を創出する。

(3) ゾーニング計画

整備計画策定の方針を踏まえ、「大芝生広場ゾーン」と「スポーツゾーン」の2つに区分し、2つのゾーン間に「シンボルプロムナード」を配置する。

「大芝生広場ゾーン」と「スポーツゾーン」については、それぞれ以下のエリアを設定する。

①大芝生広場ゾーン

○芝生広場エリア

- ・多目的に利用できる大規模な芝生広場を整備し、台地の持つ開放的な空間を提供するとともに、災害時には復旧・救援活動等に利用できるエリア

○レクリエーションエリア

- ・レクリエーションの拠点となる休憩舎や遊具を中心に、子どもの遊びやピクニック等が楽しめるエリア

○修景樹林エリア

- ・公園の緑と神田川の緑とをネットワークさせ、樹林を保全・創出するとともに、散策時に木陰での休憩や四季の花々が楽しめるエリア
※台地の持つ開放的な空間で、空の景を感じることができるとともに、玉川上水と連続する樹林によって創出する。

②スポーツゾーン

○運動施設エリア

- ・野球場やサッカー場、テニスコートを中心に、スポーツ等が楽しめるエリア

○管理・サービス施設エリア

- ・運動施設のクラブハウスを兼用する管理棟と駐車場等を配置するエリア

○修景樹林エリア

- ・公園の緑と玉川上水の緑とをネットワークさせ、樹林を創出するとともに、玉川上水散策時のレストポイントとして憩えるエリア

③シンボルプロムナード

- ・まちから公園に繋がる広々とした歩行空間として、統一感のある並木を配植し、公園の代表的な景観を創り出す。

高井戸公園 ゾーニング図

①大芝生広場ゾーン

○芝生広場エリア

- ・多目的に利用できる大規模な芝生広場を整備し、台地の持つ開放的な空間を提供するとともに、災害時には復旧・救援活動等に利用できるエリア

○レクリエーションエリア

- ・レクリエーションの拠点となる休憩舎や遊具を中心に、子ども遊びやピクニック等が楽しめるエリア

○修景樹林エリア

- ・公園の緑と神田川の緑とをネットワークさせ、樹林を保全・創出するとともに、散策時に木陰での休憩や四季の花々が楽しめるエリア
- ※台地の持つ開放的な空間で、空の景を感じることができるスカイラインを連続する樹林によって創出する。

②スポーツゾーン

○運動施設エリア

- ・野球場やサッカー場、テニスコートを中心に、スポーツ等が楽しめるエリア

○管理・サービス施設エリア

- ・運動施設のクラブハウスを兼用する管理棟と駐車場等を配置するエリア

○修景樹林エリア

- ・公園の緑と玉川上水の緑とをネットワークさせ、樹林を創出するとともに、玉川上水散策時のレストポイントとして憩えるエリア

③シンボルプロムナード

- ・まちから公園に繋がる広々とした歩行空間として、統一感のある並木を配植し、公園の代表的な景観を創り出す。

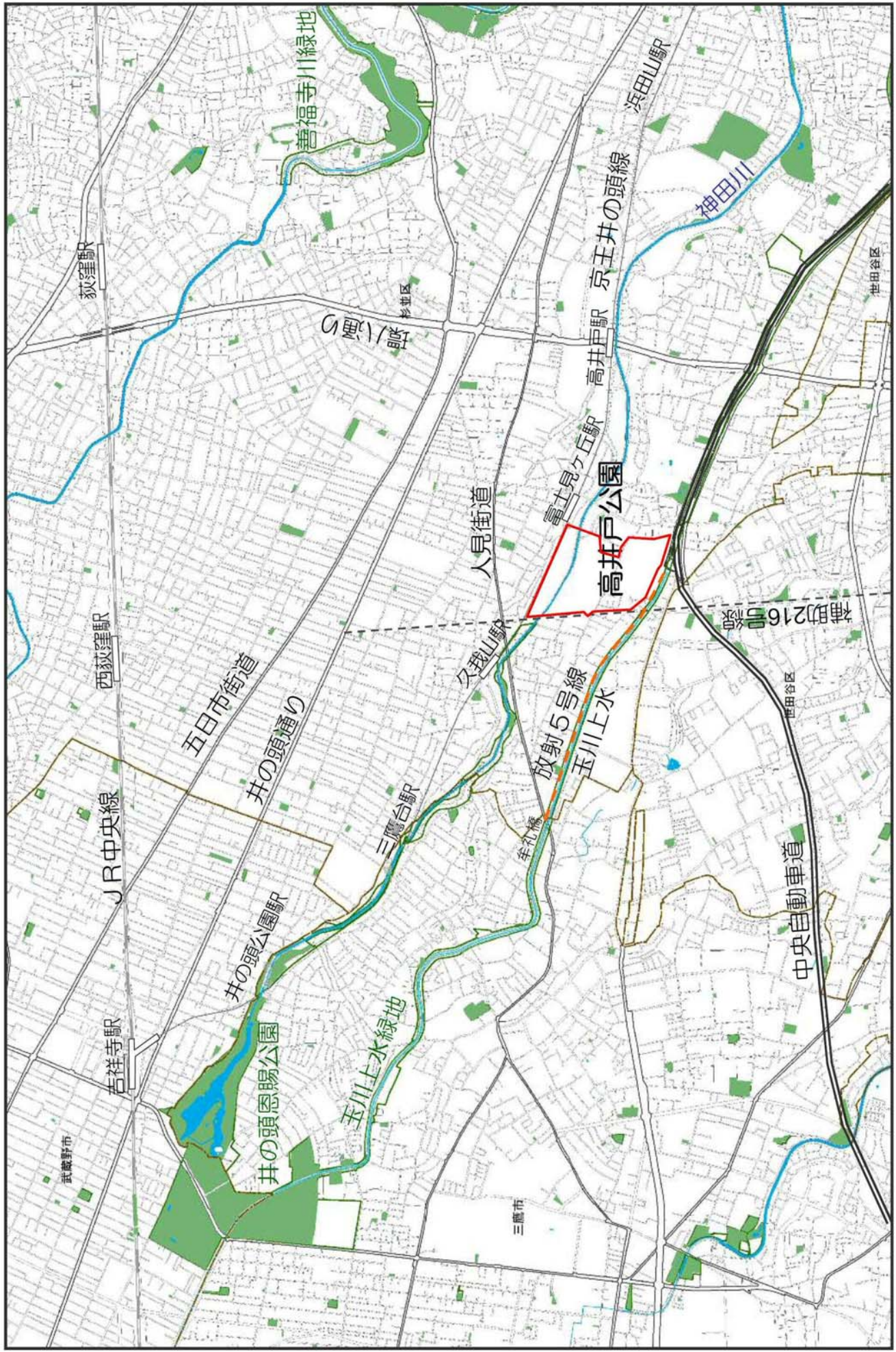
種別	分類
—	都市計画公園区域
	メイン動線
.....	サブ動線
✳	エントランス広場
▲	エントランス(歩行者等)
▼	エントランス(自動車)

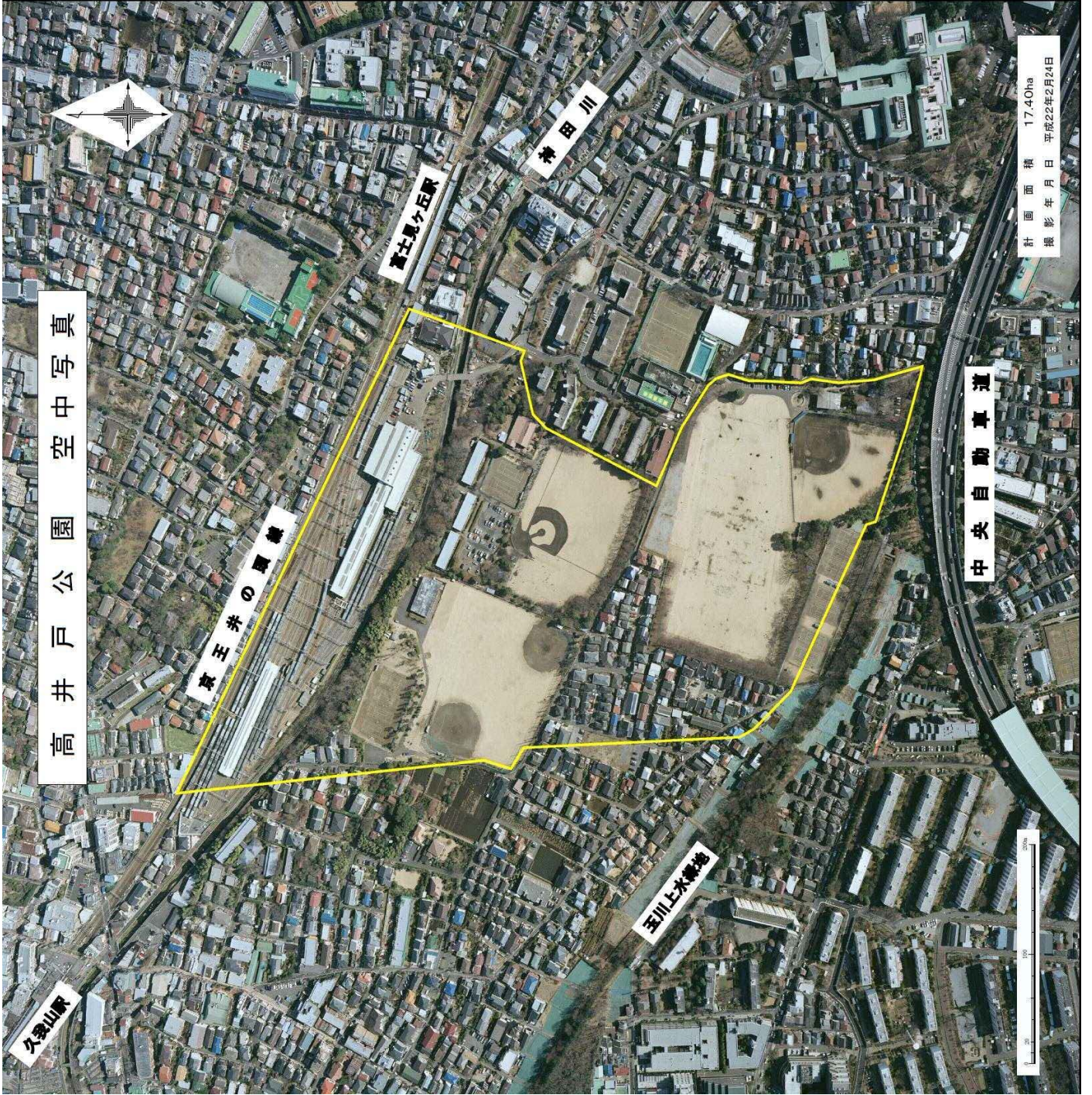


高井戸公園 計画平面図



高井戸公園 位置図





高井戸公園 イメージ鳥瞰図



都市計画高井戸公園・周辺まちづくり
ランドデザイン

報告書（提言）

平成21年3月

都市計画高井戸公園・周辺まちづくりランドデザイン研究会

はじめに

都市計画高井戸公園（以下「高井戸公園」という。）は、昭和32年（1957年）に都市基幹公園の運動公園として都市計画決定（約17ヘクタール）されたが、都市計画公園としての整備が行われていないまま現在に至っており、高井戸公園のあり方は、地域にとつて長年の課題となっている。

また、隣接して富士見丘中学校や、玉川上水緑地、中央自動車道や現在事業中の放射第5号線が位置しており、本公園のあり方において、中央自動車道、交通ネットワークなど、まちづくりという観点から共に考えておくべき重要な要素が直近に存在する。

こうした課題に対処するため、都市計画高井戸公園・周辺まちづくりグラウンドデザイン研究会（以下「本研究会」という。）は、高井戸公園と周辺のまちづくりについて、将来を見据えたグラウンドデザインを検討する場として設定された。

グラウンドデザインとは、今後10～20年後を見通す将来構想の意味である。当地域でいうと高井戸公園とその周辺のまちづくりの方向性を展望し、将来の公園イメージを描くことになるが、本研究会では、単に将来の絵姿としての公園のあり方のみにとどまらず、高井戸公園づくりを紹介した地域ならびに教育環境の改善、より良いまちづくりへの展開となるよう戦略的な構想として描くこととした。

そこで、本研究会の問題意識をあげると、以下の3点であった。
第一は、地域が求める公園の役割をまちづくり面、公園利用面からとらえること。
第二は、隣接する教育施設の将来環境はどうあるべきかについて、高井戸公園整備を役立てること。
第三は、これらを踏まえ、周辺の交通網など地域整備上の戦略的な方向性を見いだすこと。

以上の点について、鋭意、検討を重ね、以下の所見を持つに至った。

- (1) 高井戸公園は、現有する民間等の運動場機能などを引き続き有効に活用しつつ、都市計画決定規模による開園を今後とも目指すべきである。
- (2) 公園と周辺民地等との一体的整備を図ることにより、富士見丘中学校及び富士見丘小学校の「小中一貫教育校」の教育環境改善も視野に入れた「学校・スポーツレクリエーション公園（仮）」とすることが desirable。
- (3) 上記(1)(2)と併せ、幹線道路などの広域施設整備や地区内道路路環境改善なども進め、学校・公園のある良好な住宅地環境となるよう、まちづくりに取り組むべきである。

今後の高井戸公園と周辺のまちづくりが一層進展していくために、本提言が、地元住民、杉並区、関係機関等のさらなる検討の礎となることを期待するものです。

平成21年3月

都市計画高井戸公園・周辺まちづくりグラウンドデザイン研究会
座長 伊藤 滋
委員 丸田頼一

【現在の都市計画高井戸公園（航空写真）】

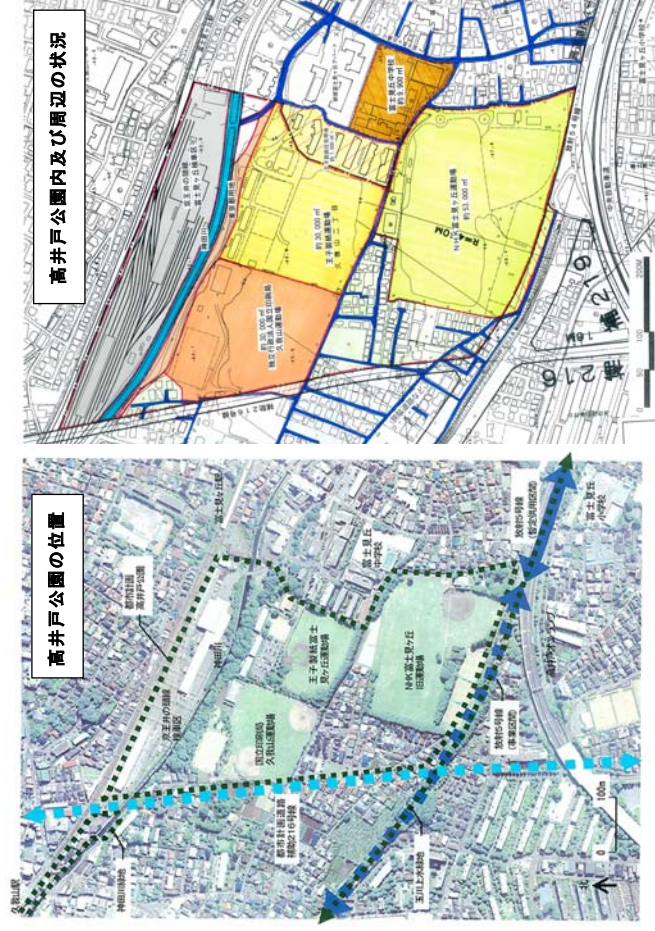


平成19年6月 撮影（杉並区みどり実態調査）

1. 現状と課題

1-1 地区の現況

- ・高井戸公園は、最寄り駅を京王井の頭線富士見ヶ丘駅とする面積約17.4ヘクタールの都市計画公園である。
- ・高井戸公園の位置は、北側を京王井の頭線、西側を都市計画道路補助第216号線（未整備）、南側は、都市計画道路放射第5号線（事業中）、東側は民地にそれぞれが接している。
- ・公園の土地所有をみると、杉並区所有の土地はほとんど無く、下図に示すように、大規模なNHK富士見ヶ丘旧運動場、王子製紙運動場、独立行政法人国立印刷局久我山運動場、京王井の頭線富士見ヶ丘検車区、一般民有地が入り込んだ状態である。
- ・また、NHK及び企業運動場は適宜区民開放され、区民の運動場としての利用が活発に行われている。



目次

はじめに	1
1. 現状と課題	1
1-1. 地区の現況	
1-2. 課題の整理	
(1) 公園整備の課題	
(2) 周辺の課題	
(3) 関連する諸課題	
2. グランドデザイン	4
2-1 グランドデザインの基本的な考え方	
2-2 施策の検討	
(1) 将来に向けて必要な施策	
(2) 当面とるべき対策	
3. 今後に向けて	10
■公園づくり	
■まちづくり	
■杉並区として果たすべき役割について	
4. グランドデザイン俯瞰図	12
■その1	
■その2	
■検討体制	

1-2 課題の整理

高井戸公園を整備するにあたっての課題を以下の三点から検討した。

(1) 公園整備の課題

- ・都市計画高井戸公園（昭和32年12月告示、面積約17.4ha、運動公園）は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成18年3月）においては、10haを超えることから東京都事業「重点化を図るべき公園・緑地」（57箇所）となっているが、同方針の「重点公園・緑地」、「優先整備区域」に格付けされていないため、優先的に整備に着手する対象となっていない。このため、東京都との十分な協議を進め、事業計画の明確な位置づけを高める必要がある。
- ・公園は既に運動場機能を有しているが、区保有施設ではなく、民間施設を借用している状態にあり、公園整備の将来方向と合わせた関係者の理解が必要である。
- ・公園内の民間保有施設状態のまま利用しているため、公園へのアクセス動線はバラバラな状態である。
- ・公園用地内西側には一般民地が建て込んでおり、それらが住宅環境として成熟化しつつあり、公園整備に伴う移転等の対策が必要である。
- ・また、公園内中央部を通る区道を住宅地のアクセス動線としているため、公園整備上もこの道路による動線対策が必要である。
- ・北側に位置する京王井の頭線富士見ヶ丘検車区は長大な形状で接し、かつ神田川を隔て地盤面の高低差があり、検車機能を損なわずに公園利用を図る必要がある。
- ・なお、高井戸公園は広域避難場所としての指定にある。

(2) 周辺の課題

- ・周辺市街地は細い道路しかなく、公園整備に伴い市街地内の区画道路整備によるアクセス道路の整備が必要である。
- ・神田川沿いの歩行者通路との連携が必要である。
- ・広域道路網が未整備であるため、道路整備に伴った市街地整備が必要である。南側の中央自動車道のオンランプ、放射第5号線が公園に接しているため、公園整備と関連する広域幹線道路の整備が必要である。
- ・公園の外周を取り巻く道路などは、公園整備と合わせた整備が必要である。
- ・都市計画道路補助第216号線の整備は課題ではあるが、長期的な視点に立った検討が必要である。

(3) 関連する諸課題

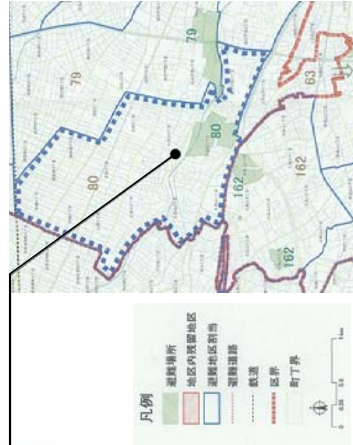
- ・周辺の課題である中央自動車道オンランプ整備にあたっては、環境・交通安全対策が長年にわたり懸案事項となってきた点を踏まえ、隣接する富士見ヶ丘小学校の教育環境上の具体的な対策が必要である。
- ・また、近年、新たな教育環境形成の観点から、小中一貫教育が求められており、公園整備の機会を捉えて、こうした教育環境の改善に役立てていくことも検討課題である。

都市計画諸施設の状況

番号	施設名称	告示年月日・告示番号	位置・場所	面積・幅員
①	高井戸公園	S32.12.21 建設第1689号 (H16.5.14 都市第899号変更)	久我山2丁目 区内	17.4 ha
②	土地区画整理事業 杉並南郷地区(旧 緑地地区)	S44.5.8 建設第1804号	上高井戸3丁目 目他各地内	472.2 ha
③	都市計画道路 放射第5号線	S21.3.26 既設第3号 第21号(都市第897号変更) 第22号(都市第898号変更)	方南1丁目～ 久我山3丁目	40～60m
④	都市計画道路 補助第216号線	S41.7.30 建設第2428号 (H19.4.6 都市第375号変更)	宮前5丁目～ 久我山2丁目	16m
⑤	神田川	S22.11.26 既設第122号	久我山3丁目 ～方南2丁目 各地内	16～44m
⑥	玉川上水緑地 (都立中央公園緑地)	S32.12.21 建設第1689号 (H16.5.14 都市第899号変更)	和泉2丁目他 各地内	17.4 ha (杉並区分)
⑦	神田川緑地	S32.12.21 建設第1689号	久我山3丁目 他各地内	3.3 ha (杉並区分)

80 久我山二丁目地区グラントー帯(区内)	
区域面積	169,100㎡
避難有効面積	69,800㎡
避難計画人口	48,200人
一人当たり面積	1.45㎡

広域避難場所としての高井戸公園



高井戸公園に係わる主な諸課題

- ・高井戸公園は運動場機能を有するが、区保有施設ではなく、民間施設を借用している
- ・公園内が民間施設利用のため、公園へのアクセスがバラバラな状態にあり、また、2項道路や法上の道路ではないものもある
- ・未整備の放射第5号線や中央自動車道オンランプが区域南側に接しており、公園整備と関連する道路整備が必要である
- ・隣接する富士見ヶ丘中や富士見ヶ丘小学校などの教育環境の改善にも役立てていくことも検討課題である

2. グランドデザイン

2-1 グランドデザインの基本的な考え方

・高井戸公園とその周辺のまちづくりについての基本的な考え方は以下の通りである。

現在の高井戸公園は、区内には希な国及び民間企業の大規模運動場などがあり、これらの施設を区民開放することにより多くの区民が利用している。
しかし、都市計画公園としてみると全く整備されていない状態である。
今後は、これまで多くの区民利用実態があることを尊重した上で、本来的な都市計画公園としての役割を果たすよう、施設の整備拡充を図っていく必要がある。

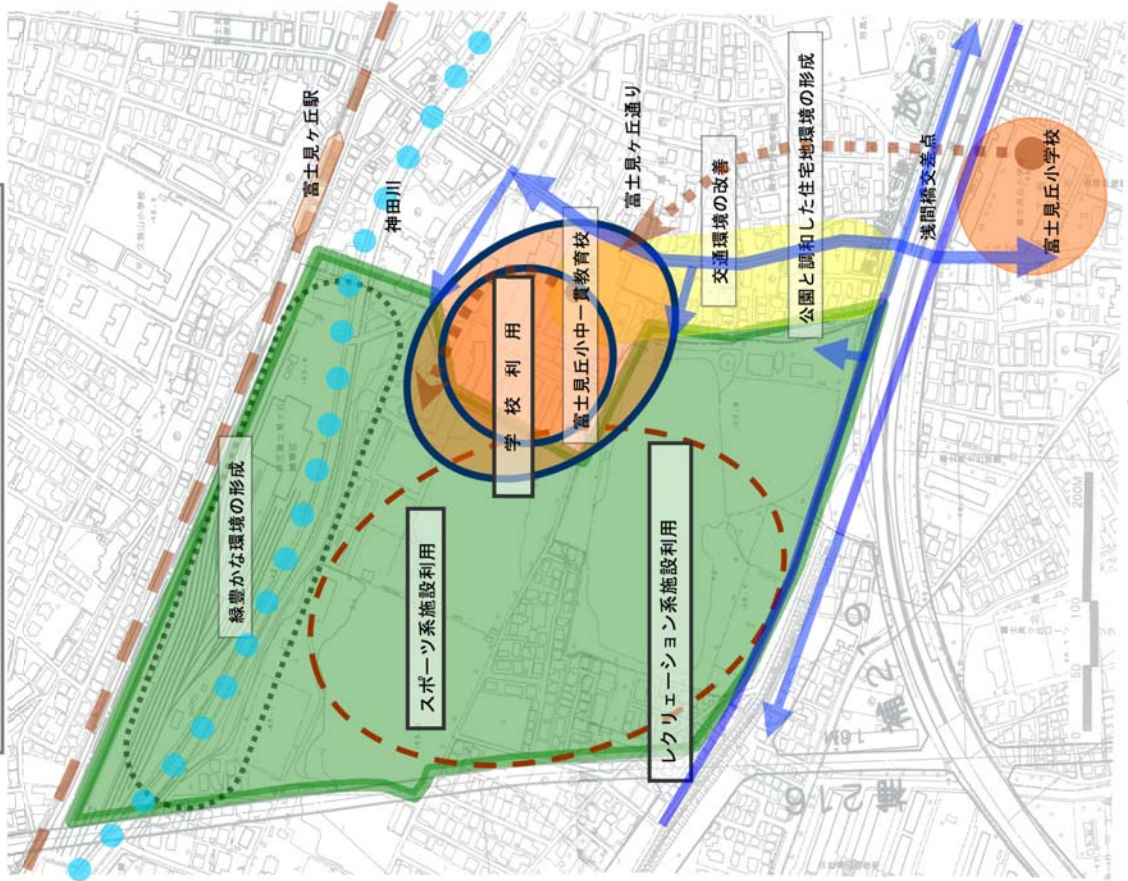
このため、高井戸公園のグランドデザインは、次のことを目標として掲げたい。

【グランドデザイン】

- ① 高井戸公園は、大規模な空間資源を持つ魅力を活かして、新たな装いによる「スポーツレクリエーション公園」として整備する。さらに、地域の教育環境の改善を図る「学校施設」を併設することによって、スポーツと教育に必要とされる屋外環境が一体となって機能する「学校・スポーツレクリエーション公園（仮）」を目指していく。
- ② 公園は、現在ある緑地、スポーツやレクリエーション活動ができる状態を維持しつつ場合によっては将来に公式の陸上競技グラウンドなどを設けることも考えられる。さらに、公園内に、小中一貫教育校の実現可能性を検討することにより、スポーツ公園の中に教育空間としての多様性が育まれるような公園を目指していく。また、北側の神田川や井の頭線検車区の上部利用などにより緑豊かな公園を形成する。
- ③ 公園の周辺地域においては、公園づくりばかりではなく公園整備と連携して行われる公園へのアクセス道路整備によって、地域内の通学路再編を含む人や車の交通ネットワークの改善を図る。また、広域幹線道路の整備により地域の総合的な交通環境改善も目指す。さらには、公園区域との境界部整備や公園内民有地の移転再配置などによって、公園を取り囲む周辺市街地を公園と調和した住宅地環境としてつくることを目指していく。

・以上の内容を図化したものが下図である。

学校・スポーツレクリエーション公園構想（仮）



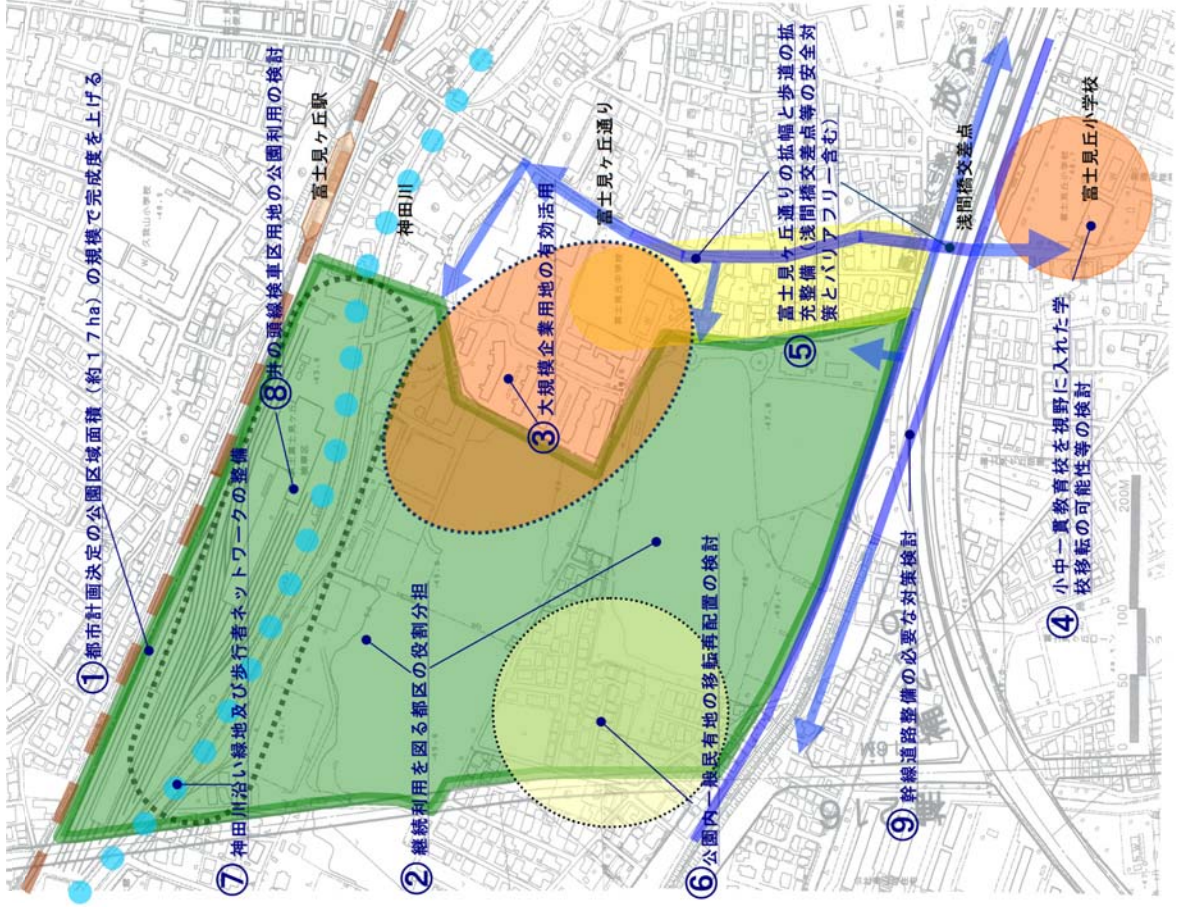
2-2 施策の検討

(1) 将来に向けて必要な施策

前節で掲げた目標を実現するため、以下の施策を講ずる必要がある。

- ① 都市計画決定されている高井戸公園の区域、面積（約17.4ha）の変更は行わずに、段階的に公園整備の完成度をあげていく。
- ② 公園用地内のNHK用地と印刷局用地については、区民が現在の状態でも引き続き利用したいという希望に答えられるよう、継続利用の観点から東京都と杉並区とで役割分担等を検討し、適切に対処する。
- ③ 公園内外をまたいだ大規模企業用地は、公園区域内とそれに接する同企業用地とを合わせて一体的な利用を行い、公園用地としての活用のみならず、将来の学校施設用地や地域のまちづくり用地としても役立てられるよう、隣接する富士見丘中なども考慮に入れながら、有効活用を図る必要な誘導策を講ずる。
- ④ 地域における教育環境の改善に向け、富士見丘中学校、富士見丘小学校について、学区域や通学路の再編検討、学校移設の可能性などを踏まえ、小中一貫教育校も視野に入れた具体的な方向を確立する。
- ⑤ 公園や学校のアクセス道路として重要な富士見ヶ丘通りの安全性を高めるため、狭小幅員力所の拡幅化、連続する歩行空間の確保、浅間橋交差点をはじめとする交差点の安全対策やバリアフリーなど必要な対策を行い、また、将来を見通した公園周辺の円滑な道路ネットワーク形成を図る。
- ⑥ 公園用地内にある一般民有地は、公園整備の促進ならびに良好なまちづくり推進の観点から、適切な移転・再配置対策等の検討や、地元住民との調整を図りながら、公園への土地利用転換を図る。
- ⑦ 神田川沿いの緑地は、環境保全の観点から緑資源としての整備を図り、川沿いの歩行者ネットワーク空間としての連続性を回復するなど、高井戸公園との密接なつながりを持たせた整備を行う。
- ⑧ 京王電鉄井の頭線検車区用地は、例えば、立体公園の仕組みの導入を検討するなど、検車区機能と公園とが共存できるような方策を検討する。
- ⑨ 幹線道路などの広域施設整備などは、地域のニーズを把握して必要な対策を講ずる。

必要な施策



高井戸公園計画区域（約17.4ha）

(2) 当面とるべき対策

都市計画高井戸公園を直ちに全面開園するまでには至らないが、今ある環境に対して少しでも手を加えることによって、公園としての存在感を創り出すことができる。また、そのような準備を経ることで、今後の本格的な整備に到達できるものと考ええる。

① 中期的な用地借用による利用継続の維持

・公園用地の全面取得まではずいぶんと時間がかかる。用地取得のための諸条件が整うまでは、NHKグラウンドや印刷局グラウンドを中期的に借地利用し、現在のスポーツレクリエーション利用が継続できるようにしておくことが大事である。

② 必要な維持管理を行い、公園としての質の向上を図る

・公園へのアクセス性能を高めるため、浅間橋交差点の歩道橋を造り替えたり、北側神田川緑地を手入れして見苦しくない明るい風景をつくるなど、現状のままに放置せず、質的な水準を確保できるように必要な維持管理を図る。

③ 公園に連絡する富士見ヶ丘通りの整備

・公園に至るアクセス道路としては、事業が進められている放射第5号線のほか富士見ヶ丘通りが重要である。富士見ヶ丘通りを歩行者が安全に歩ける道としていくため、富士見丘中から浅間橋交差点までの東側に歩道を確保していくことや、道路幅に資する沿道の用地確保等、地域事情をとらえた方策を講ずる。

④ 大規模企業用地の利活用について協議の開始

・公園区域内外をまたぐ大規模企業用地について、公園及び学校利用などの具体的な利活用の方向性やその可能性の有無など、企業サイドとの相談・協議を開始する。

⑤ 小中一貫教育校に向けた検討の開始

・地域の教育環境改善を図る富士見丘中学校と富士見丘小学校の小中一貫教育校に向けては、教育関係者、地域、関連する制度等によって広範囲な検討を行いながら、地域が理解できる形で進める。
・地域の教育環境の問題である富士見丘小学校の位置などについて、学校の移転用地を確保でき、学校敷地や校庭利用などが公園利用の目的と合致することから、高井戸公園内の活用を検討する。

⑥ 富士見丘小・中学校存置の場合の検討

・上記⑤を前提とはできない場合、つまり富士見丘小学校や富士見丘中学校が移転しない（できない）場合についても検討しておく必要がある。例えば、④で示した大規模企業用地の利活用方策を先行的に進め、公園外に位置する企業用地を公園整備に伴う

まちづくり用地として利活用することなど、学校が存置の場合であっても公園整備が可能となる施策の検討を講ずる。

⑦ 公園としての一体性を創り出す緑道の整備

・北側の企業運動場とNHK用地との間を通る狭い道路について、公園利用上、南北に分断する要素ともなっている。これについて、例えば、現在の自動車交通ができる状態を改め、歩行者や自転車などが利用する緑道や園路とするなど、公園としての一体性を創り出す対策の検討を進める。

⑧ 公園用地内における一般民有地の地権者との対話

・公園用地内における一般民有地については、公園への土地利用転換を求める一方で、移転・再配置方策の協議、高井戸公園周辺のよりよいまちづくりのあり方についての意見交換など、行政と地元住民との対話を開始する。

4. グランドデザイン俯瞰図



■ その2



■ その1

■ 検討体制

座 長：伊藤 滋：早稲田大学特命教授

委 員：丸田 頼一：千葉大学名誉教授

編集協力：関口 太一：(株) 都市計画設計研究所代表取締役

発 行

平成 21 年 3 月

「都市計画高井公園・周辺まちづくりブランドデザイン研究会」
(伊藤 滋 都市計画事務所)

富士見丘小学校及び富士見丘中学校大気環境測定状況等について

NO2		ppm			
		平成20年7月21日 ～8月3日	平成20年11月14日 ～11月27日	平成21年1月9日 ～1月22日	平成21年3月30日 ～4月12日
二酸化窒素	富士見丘小学校	0.021	0.034	0.032	0.027
	富士見丘中学校	0.018	0.013	0.012	0.012

<環境基準 0.06ppm>

SPM		mg/m3			
		平成20年7月21日 ～8月3日	平成20年11月14日 ～11月27日	平成21年1月9日 ～1月22日	平成21年3月30日 ～4月12日
浮遊粒子状物質	富士見丘小学校	0.035	0.029	0.026	0.032
	富士見丘中学校	0.027	0.021	0.017	0.034

<環境基準 0.10mg/m3>

出典: 杉並清掃工場建替事業「環境影響評価書案」資料編(富士見丘中学校)
杉並区環境課測定データ(富士見丘小学校)

《富士見丘小学校》



《富士見丘中学校》

